特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三芳町は、予防接種関係事務に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報 保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

三芳町

公表日

令和4年7月8日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

- IXIX-111TM						
1. 特定個人情報ファイルを	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種関係事務					
	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。					
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続きに関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務					
	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。					
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)					

2. 特定個人情報ファイル名

健康管理ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項、93の2の項 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>(選択肢>1)実施する2)実施しない3)未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2の項、16の3の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の2の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

<mark>請求先</mark> 健康増進課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	4年7月8日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	4年7月8日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施れている。	項目評価		直点項目 評	1) 基· 2) 基· 3) 基·	択肢> 礎項目評価書 礎項目評価書及び 礎項目評価書及び 書において、リスク	全項目評価書	
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1)特	沢肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特(2) 十;	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 特i 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			0]]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Е]	1) 特i 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	1) 特i 2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]	1) 特(2) 十: 3) 課;	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か]	十分である]	1) 特(2) 十;	択肢> に力を入れている 分である <u>題が残されている</u>		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 特(2) 十:	択肢> に力を入れている 分である 題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	各						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1)特(2)十:	択肢> に力を入れて行って 分に行っている 分に行っていない	ะเงอ	

変更簡所

変更固	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ しきい値判断項目 1.対				Department of the common
平成29年7月3日	象人数 いつ時点の係数か	平成26年10月10日時点	平成29年6月30日時点 予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を地理扱う事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把 握	管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	 予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	健康管理ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 並びに予防接種法第5条等	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、 別表第1の10の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第10条	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の17.18,19の項並びに予防接種法施行規則第10条等	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の 項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の 2、第12条の2の2 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、 17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の 2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	健康増進課長 金井塚 和之	健康增進課長 池田 康幸	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 評価対象の事務の対 象人数は何人か	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未满	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月10日時点	令和1年6月6日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	健康增進課長 池田 康幸	健康增進課長	事後	
令和2年12月9日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号) 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づ ま、予防接種情報の管理、統計報告資料作成 及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続き に関する事務 ②予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の実費の徴取に関する事務	事前	
令和2年12月9日	I 関連情報 4.情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の 2、第12条の2の2 【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、 17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の 2、第12条の3、第13条、第13条の2	[情報提供] 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の 項、16の3の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の 2、第12条の2の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する事務(115の2の項) [情報照会] 番号法第19条第7号及び別表第2の16の2、 17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の 2、第12条の3、第13条、第13条の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する事務(115の2の項)	事前	
令和2年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月6日時点	令和2年12月9日	事前	
令和2年12月9日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月6日時点	令和2年12月9日	事前	
令和2年12月9日	II しきい値判断項目 1.対 象人数 評価対象の事務の対 象人数は何人か		1万人以上10万人未満	事前	
令和2年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、 別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第10条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号) 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年5月11日法律第31号)の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成及びデータ分析の処理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種に関する事務 ②予防接種の実施ので、対して、関する事務 (③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務	予防接種法(昭和23年6月30日法律第68号) 及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平 成24年5月11日法律第31号)の規定に基づ ま、予防接種情報の管理、統計報告資料作成 及びデータ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続き に関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務 ④予防接種の記録の管理に関する事務 ・ワクチン接種記録の管理に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 オカオ象者及び発行した接種券の登録を行う。 では、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月26日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、 別表第1の10の項、93の2の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、第19条第5号、第19条第5号、第19条第6号、第19条第6号、第6号、第6号、第6号、第6号、第6号、第6号、第6号、第6号、第6号、	事後	
令和3年4月26日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月9日	令和3年4月26日	事後	
令和3年4月26日	II しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月9日	令和3年4月26日	事後	
令和3年7月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種による健康被害救済の給付手続き に関する事務 ③予防接種の実費の徴取に関する事務 ④予防接種の実費の徴取に関する事務 ・のサウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワウチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行	事後	
令和3年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月26日	令和3年7月27日	事後	
令和3年7月27日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月26日	令和3年7月27日	事後	
令和3年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第1の10の項。93の2の項番号法第19条第6号(姜託先への提供)番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事前	
令和3年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月27日	令和3年12月9日	事前	
令和3年12月9日	Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月27日	令和3年12月9日	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2の16の2の項、16の3の項別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第12条の2の2新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)【情報照会】 【情報照会】 【情報照会】 17、18、19の項別表第2の16の2、17、18、19の項別表第2の主務省令で定める命令第12条の2、第13条、第13条の2新型インフルエンザ等対策特別措置法による予	項、16の3の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の 2、第12条の2の2 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予 防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第2の16の2、 17、18、19の項 別表第2の主務省令で定める命令第12条の 2、第12条の3、第13条、第13条の2	事前	
令和4年2月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月9日	令和4年2月15日	事前	
令和4年2月15日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月9日	令和4年2月15日	事前	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か	令和4年2月15日	令和4年7月8日	事前	接種証明書のコンビニ交付に伴う保護評価の再実施
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月15日	令和4年7月8日	事前	接種証明書のコンビニ交付に伴う保護評価の再実施